

青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定書

青森県教育委員会と八戸工業大学は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、青森県教育委員会と八戸工業大学が、包括的な連携のもと、本県の学校教育、生涯学習及びスポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 青森県教育委員会と八戸工業大学は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (1) エネルギー、環境、科学技術などに関する専門的な教育をはじめとする学校教育の充実及び調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- (3) その他双方が必要と認めること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づき、知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに青森県教育委員会又は八戸工業大学のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

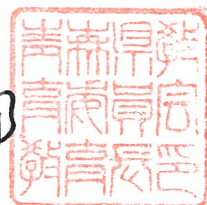
第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、青森県教育委員会と八戸工業大学が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、青森県教育委員会と八戸工業大学が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月10日

青森県教育委員会教育長

橋本 都



八戸工業大学学長

藤田 成隆

